

建設業の労災上乘せプラン

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)

(業務災害補償特約・休業補償保険金支払特約・使用者賠償責任補償特約・事業主相談費用等補償特約・疾病入院医療費用補償特約(拡張型)・がん通院治療費用支援特約(拡張型)・所得補償保険金支払特約 等セット)

ハイパー任意労災の7つの特長!

1

労災認定を待たずに、保険金を貴社にお支払いします。
受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やそのご遺族にお支払いいただきます。

(注) 労災認定が必要な補償や、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

2

事業主・役員・従業員はもちろん、パート・アルバイト、**下請全員を補償の対象**にすることができます。
労災の特別加入制度に未加入の**一人親方**および事業主も補償の対象となります。

3

死亡・後遺障害はもちろん**休業**や**治療費用**も補償します。
業務に起因して生じた日射病や熱射病も補償します。

従業員・下請の事業主・下請作業員・一人親方などが現場などでケガをした場合や、就業不能となった場合の休業、実際に負担した治療費用を補償します。

長期にわたる働けない期間の**所得補償**もセットすることができます!
※免責期間があります。
(注)「補償対象者の範囲」「保険金のお支払い」については裏面をご覧ください。

4

高額化する労災訴訟への備えとして、**最高5億円**(注)までの**損害賠償責任**に対応!!
下請企業が被る損害賠償責任についても補償します。

※損害賠償保険金の支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。
(注) 事業内容によっては引受限度額が1災害最高3億円になります。

5

労務トラブル発生時に、訴訟問題に発展させないように**弁護士に相談する費用**を補償します。

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限りです。
ただし、使用者賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。

弁護士による法律相談ホットラインサービスもご利用いただけます。

6

経営事項審査(労働福祉の状況:W1)で**15ポイント加点**されます。

※加点のための要件を満たすご契約内容が必要です。(2021年1月現在)

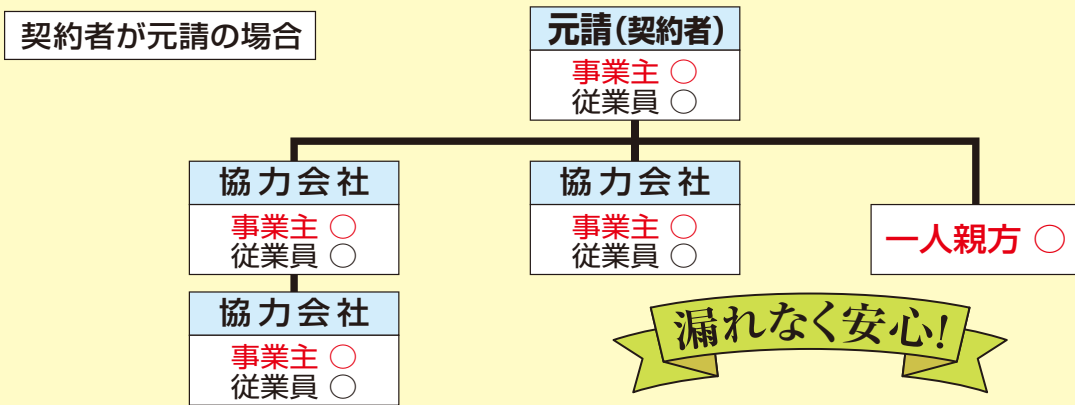
7

病気入院やがんの通院治療による公的医療保険制度の一部負担金*、
先進医療などの費用、差額ベッド代など**実際に負担した治療費用**を補償します。

※健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。
(注)「補償対象者の範囲」「保険金のお支払い」については裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による入院も対象です!

◆建設業向け労災上乘せプランの補償範囲



(注) 病気・所得を補償する特約については、契約者の事業主、**常勤※**の法人役員、社員、**常勤※**のパート・アルバイトの方が対象となります。「病気を補償する特約」の保険金は病気を被った従業員ご本人に、「所得を補償する特約」の保険金は就業不能になった従業員ご本人に直接お支払いします。

※ **常勤**とは…ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

《ご契約いただいた例》

大手ゼネコンの下請会社 A社の場合

課題 ●元請から労災上乘せ加入の指導を受けている。

補償内容	従業員などの補償	ケガの補償	死亡保険金	1,500万円
			後遺障害補償保険金(1~14級)	障害等級に応じて 1,500~60万円
			医療費用補償保険金	1事故につき 100万円限度
			差額ベッド代	(3万円×入院日数)限度
			休業補償保険金	1日につき 5,000円(60日限度)
	病気の補償	病気の補償	疾病入院医療費用保険金	1回の入院につき 100万円限度
			差額ベッド代	(3万円×入院日数)限度
			疾病先進医療等費用保険金	1回の療養につき 100万円限度
			がん通院医療費用保険金	1回の支払対象期間につき 300万円限度
	所得の補償	所得の補償	がん先進医療等費用保険金	1回の支払対象期間につき 500万円限度
所得補償保険金			月額 10万円(免責期間90日・支払対象期間2年限度)	
業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	使用者賠償責任補償保険金	1名/1災害 3億円限度	
		事業主相談費用等補償保険金	100万円限度	

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

企業営業本部
コーポレートキャリアエージェント統括部 CCA東京支店
キャリアインシュアランスコンサルタント 齋藤 哲也

電話番号 03-5637-0721
メールアドレス icon.saitout@aig.co.jp